



令和元年度 水道水定期水質検査結果 ～安全・安心 那覇市の水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 下記に令和元年度に実施した水道水の全基準項目検査結果を掲載しています。詳しい検査結果や最新の結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所中、5か所の結果を掲載しています。
- 上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

法定基準項目 ■表中の<[数値]>は、[数値]未満の意味です。

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水）					備考
			県企業局西原浄水場系統			県企業局北谷浄水場系統		
			末吉公園	繁多川交番	小祿南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園	
1	一般細菌	100 個以下/mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	無機物質 ・金属類
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.03	0.03	0.04	0.47	0.46	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.016	0.018	0.018	0.073	0.076	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	一般有機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	消毒副生成物
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.08	0.08	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.01	0.0099	0.012	0.0026	0.0031	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	金属類
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.016	0.016	0.018	0.016	0.019	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007	0.0006	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.044	0.044	0.053	0.038	0.044	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	0.004	0.004	<0.002	<0.002	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.015	0.015	0.018	0.0082	0.0098	有機物質
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.0034	0.0035	0.0046	0.011	0.012	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.038	0.038	0.037	0.034	0.034	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	基礎的性状
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.001	0.002	0.002	0.004	0.001	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	17.3	18.1	17.5	28.1	28.2	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	23.6	23.8	24.6	31.3	30.8	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	26	26.9	27.3	81.3	78.8	無機物質
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	88	88	96	165	169	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	有機物質
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	臭気物質
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	有機物質
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L以下	1	1	1	0.9	0.9	基礎的性状
47	pH値	5.8 以上、8.6 以下	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	
	遊離残留塩素	0.1 mg/L以上	0.6	0.7	0.5	0.6	0.5	衛生的措置

(注) 上記に記す1～51項目の水質基準は、水道法第4条に基づく基準です。
遊離残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく基準です。

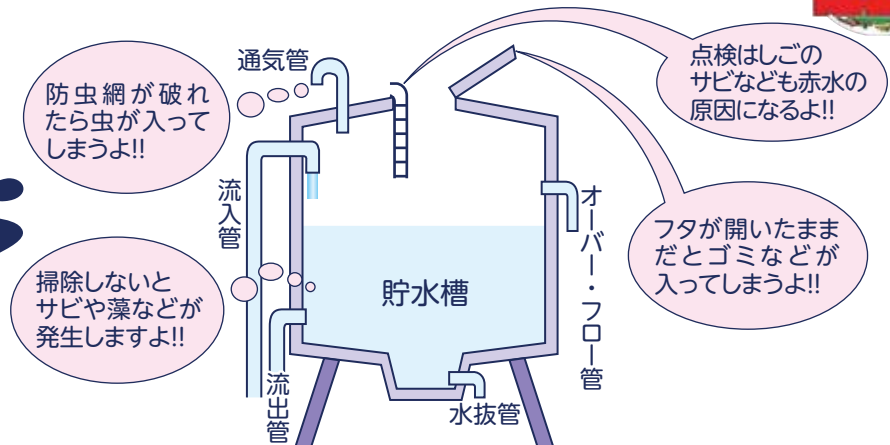
【お問い合わせ】 配水課 TEL：941-7806



年1回以上の清掃、水質検査を行うようにしましょう。



水槽の主な 汚染原因



アパート、マンション等の飲み水をより安心してご利用できます。

- 上下水道局は、貯水槽水道の管理が好ましくない場合には、必要に応じて設置者に対し、指導・助言及び勧告を行います。
また、貯水槽水道の利用者に対して情報提供を行います。
- アパート等の貯水槽容量が 10 m³以下（小規模貯水槽水道）の場合には、上下水道局が認める事業者が年1回以上定期的に清掃、水質検査を行わせるようにしましょう。その結果を上下水道局に届け出てください。申し出があれば上下水道局から管理状況のシールを交付します。一般家庭もこれに準じて管理するようにしましょう。
- 貯水槽容量が 10 m³を超える（簡易専用水道）場合には、従来どおり水道法によります。

【お問い合わせ】 料金サービス課給水工事係 TEL：941-7810

水道施設の耐震化率

主要な管(基幹管路)※1約119km、その他の管(配水支管)※2が約711km、全体で約830kmあります。現在の主要な管の耐震化率は28.4%、配水池の耐震化率は91.3%、ポンプ場の耐震化率は100%となっており、引き続き水道施設の耐震化を進めていきます。

また今年度は豊見城配水池建設事業もスタートし、配水池の耐震化率100%を目指します。

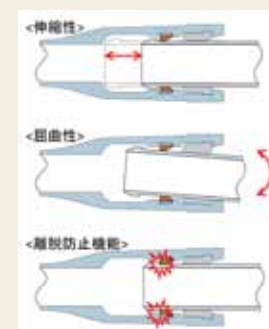
※1 口径300mm以上 ※2 口径300mm未満（数値は平成30年度末時点のものです）

水道管の耐震化について

上下水道局では地震などの災害に備え水道施設の耐震化を進めています。水道管の更新時には「伸縮性」・「屈曲性」・「離脱防止機能」を備えた耐震管へと布設替を行っています。



抜けずに
伸びて曲がる!!
だから、地震でも
安心。



耐震管は、地震に強いだけでなく、津波や液状化などの二次災害、台風や豪雨などの自然災害でも優れた継手性能により被害を免れた事例が多数あり、今後も引き続き水道施設の耐震化を進め、災害に強い安全・安心な水道施設整備に取り組んでいきます。

【お問い合わせ】 水道工務課 TEL：941-7807